

世界金融危機の 経済再生

成城大学 油井ゼミ A パート

谷代 一東 伊藤 瞬

酒井 詳孝 杉本 耕亮

徳江 あすみ 永井 愛

根岸 あや 平野 真宏

茂木 菜津子 山田 悠介

世界金融危機からの経済再生

序章 論題解釈



第1章 サブプライムローン問題



第2章 世界への影響



第3章 問題点



- ①雇用問題
- ②少子化問題

第4章 政策提言ー内需拡大ー



勤労所得税額駆除
ベンチャー企業 職業訓練

第5章 政策提言ー外需ー



分散貿易
中国・ロシア・EU

終章 結論

内需拡大と外需の視点からの
経済再生

<目次>

序章	論題解釈	p.5
第1章	サブプライムローン問題	p.6
1-1	サブプライムローンについて	
1-2	サブプライムローン証券化の仕組み	
1-3	問題の拡大	
1-4	サブプライムローン問題が世界金融危機を引き起こした理由	
第2章	世界への影響	p.12
第3章	問題点	p.13
3-1	雇用問題	
3-2	少子化問題	
第4章	政策提言 ―内需拡大―	p.17
4-1	中期的内需拡大 勤労所得税額控除（EITC）の採用	
4-1-1	EITC の概要と効果	
4-1-2	日本への導入	
4-1-3	課題	
4-2	長期的内需拡大	
4-2-1	ベンチャー企業の勃興	
4-2-2	原因	
4-2-3	ベンチャー企業勃興への政策提言	
4-2-4	助成金の種類	
4-2-5	現在の助成金の問題点	
4-2-6	対応策	
4-3	職業訓練	
4-3-1	公共職業訓練全体の概況	
4-3-2	雇用のセーフティネットとしての公共職業訓練の意義	
4-3-3	現在の職業訓練の問題点	
4-3-4	対応策	

4－3－5 財源

4－3－6 結果

第 5 章 政策提言 ―外需―

 p.31

5－1 アメリカ依存と分散貿易

5－2 分散貿易の各国

5－2－1 中国

5－2－2 ロシア

5－2－3 EU

5－3 結果

終章 結論

 p.37

参考文献

参考 URL

序章 論題解釈

リーマン・ブラザーズの破綻を契機として、世界各国で次々に金融危機が表へと出てきた。始まりは、米国でのサブプライムローンの焦げ付きによる不動産バブルの崩壊。住宅購入のため担保のそれらの債権は、担保证券化され、証券取引を通じ、複雑に組み合わせられ世界中に波及していった。また、証券の安全性をランク付けする格付会社の格付方法にも問題があり、それらの事情が絡み合ったことで、証券会社や銀行などの金融機関がそれらの実際の価値判断やリスクマネージメントがおろそかになり、今回の世界的金融危機という世界規模での問題になってしまった。

当初、日本では、欧州等と比較し、証券化されたサブプライムローンの保持数が少なく、大きな影響は表れないのではないかという予想されていたが、数カ月後、その予想は大きく裏切られる結果となる。日本の主要輸出先であった米国はリーマンショックの影響で株価が暴落し景気後退、同時に、日本の急激な円高により輸出量は激減することになった。

これまで米国依存型の貿易に頼っていた日本は、現在、他の国々と同様に、経済危機に直面することになった。この事態に対処し、「経済再生」という目的を達成するためには、単に、政府の支出による公共事業などの一時的な効果のものではなく、内需、外需という双方からのアプローチで長期的な成長を目指す必要があると考えた。

そのためには、国内の消費や生産性を拡大することで、それまで輸出に頼りがちであった性質を改め、内需の拡大を目指すということと、輸出の激減という問題に対しても、従来の米国依存による経済の成長、安定を改めるという方向で考えていく必要があると考える。

具体的には、内需拡大のための中期的な政策として米国で行われている勤労所得税額控除を採用することで、ワーキングプア、少子化への対策を行うことで、消費の拡大を目指していく。次の段階として、長期的な成長を図り、生産性を拡大するために、ベンチャービジネスへの支援、また、雇用問題への対応策として、職業訓練に力をいれることを提案する。このために、中期的な内需拡大のためには、政府支出を削減し、かつ、赤字国債を発行することで総需要を上昇させる方法をとる。長期的な内需拡大のためには、赤字国債に頼らず生産性の向上を目的に政府支出の使い方を考えようというものである。政府支出の効率化、無駄削減を行いその金額分をベンチャービジネスや職業訓練にお金を回すというものである。

さらに、外需においては、主要とする輸出相手国を拡大し、米国だけでなく、BRICsの一角である中国やロシア等の近年、経済発展の著しい地域をはじめとし、アジア各国との取引を意識した貿易が必要であると考えられる。

本論文では、これら、上記したものを主軸とし、日本が「経済再生」を達成するために、障害となりうる問題点をあげたうえで、いかなる手法を持って対処し再生を図っていくべきであるかを論じる。

第1章 サブプライムローン問題

1-1. サブプライムローンについて

サブプライムローンとは信用度の低い人に貸し出される住宅ローンのことである。通常のローンと比べ金利は高めだが、借りる人の信用力・返済力を調べる貸し出しの審査基準が緩く、所得が少ない人や、過去に返済を滞らせたことのある人でも借り易くなる。サブプライムローンは当初2、3年の金利を低く設定し、その期間が過ぎると変動金利になるという調整型変動金利が一般的である。サブプライムローンでは、担保になっている住宅の価格が上がると、貸し手は当初の期間が終了した時に、それまでよりも有利な条件での借り換えを認める。住宅価格が上がれば、借り換え後に、借り手が元利金支払いを滞納しても、貸し手は担保の住宅を差し押さえて売却することで、ローンを回収できるからである。しかし、住宅価格が上昇しない時にも借り換えを認めると、その後に借り手が滞納した場合、貸し手は担保に取った住宅を売却しても、損失を被る可能性がある。そのため貸し手は借り換えを認めようとしない。

このような特殊な仕組みのため、当初の2、3年の低金利期間が終了した時に、住宅価格が上がっていなければ、その時借り手は残りの30年近くの期間、高い変動金利を払い続けるか、債務不履行を選択するしかない。借り手が債務不履行を選択すれば、貸し手は最終的には、担保に取った住宅を売ってローンを回収する。

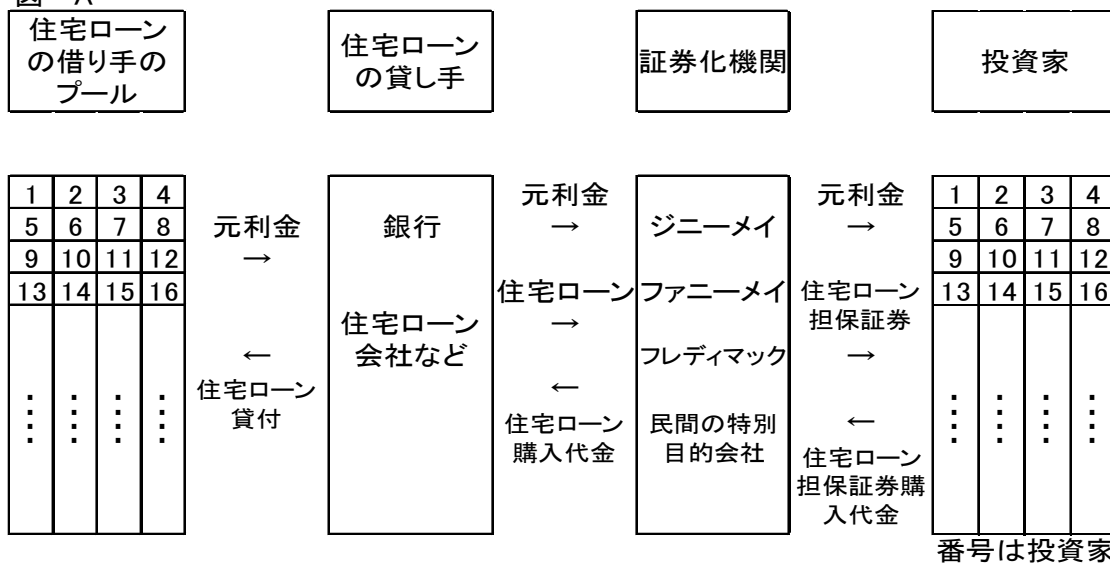
住宅価格は06年半ば頃までは2年間で50%近くも上昇したため、04年頃までに借りた人たちは、2、3年後に有利な条件で借り換えることが可能だった。しかし、住宅価格上昇率は、06年半ば以降、対前年同月比で1ケタ台に低下し、07年入ると、住宅価格は対前年同月比で低下に転じ、さらに、08年になると対前年同月比で10%台の下落が続くようになった。

サブプライムローンの借り手はほとんどが低所得者なため、低金利期間過ぎた時に、住宅価格が下落したために、有利な条件で借り換えができなくなれば元利金を滞納せざるを得なくなる。05年以降に貸付が始まったサブプライムローンの当初の低金利期間が終了する時期は2年後の07年以降である。そのころからサブプライムローンの滞納率が急上昇した。

1-2. サブプライムローン証券化の仕組み

下図はサブプライムローン証券化の仕組みを図にしたものである。

図-A



「世界同時不況」岩田 規久男 P16より

まず、住宅金融会社や銀行が家計に住宅ローンを貸し付ける。次に。これらの金融機関は住宅ローンを政府支援の証券化機関(ファニーメイなど)や自らが設立した証券化機関に売却する。証券化機関は購入した住宅ローンを数千件単位でまとめ、それらの住宅ローンから得られる元金収入を原資として現金を分配する証券を作り、その証券を投資家に売却する。この証券を住宅ローン担保証券という。また、サブプライムローンが担保になっている証券の場合には、サブプライムローン担保証券である。

証券化機関が投資家に住宅ローンを売却して得られる収入が、証券化機関が住宅ローンを購入する時の資金になる。証券化機関は自らが組成した証券を投資家に売らずに、一部保有する場合もある。

1-3. 問題の拡大

05年頃からサブプライムローンの滞納率が上昇し始め、この滞納率の上昇はサブプライムローンの借り手が支払う元金が増加したことを意味する。そのため、サブプライムローン担保証券の投資家が受け取る元金も減少した。

いったん発行されたサブプライムローン担保証券は流通市場で投資家の間で売買されるが、その投資家が受け取れる元金が増加すれば、その証券の売買価格は下落する。この価格指標は06年から07年までの1年間に50%から80%も低下した。

この価格指標の暴落により、サブプライムローン担保証券に投資していたヘッジファンド、証券会社、銀行などはパニックに陥り、その証券を投売りし始めたが、その投売りがさらにその証券価格を下落させ、この悪循環によって、これらの金融機関の損失は雪だるま式に増大した。

下表はその損失額をまとめたものである。

大手欧米銀行の資産償却と不良貸付損失
(2007年1月から2008年1月末まで)

(単位: 億ドル)

銀行	資産償却額	不良貸付損失額	合計
メリルリンチ	245		245
シティグループ	196	25	221
UBS	184		184
HSBC	9	98	107
モルガン・スタンレー	94		94
バンク・オブ・アメリカ	70	9	79
ワシントン・ミュージアム	3	49	52
クレディ・アグリコル	65		65
ワコビア	27	20	47
ソシエテ・ジェネラル	40		40
その他	267	59	326
合計	1,200	260	1,460

サブプライムローン問題後のウォール街

<http://www.nri.co.jp/opinion/chitekishisan/2008/pdf/cs20080602.pdf>より

1-4. サブプライムローン問題が世界金融危機を引き起こした理由

—複雑なサブプライムローン担保証券の仕組み—

サブプライムローン問題の抱える深刻な問題は以下の2つある。

- ① サブプライムローン担保証券の仕組みが複雑すぎて、投資家が自身の保有するサブプライムローン関連証券の妥当な価格が全くわからなくなってしまったこと。
- ② 金融機関のあまりにも高すぎるレバレッジ比率。

①について、上で証券化機関は1種類のサブプライムローン担保証券を作るという例を図-Aを使って説明したが、実際は元利金の受け取り順位の異なる証券を作る。これが第1段階の証券化である。次に、これらの複数の証券を分類してプールし、それらのプールごとに、複数の証券を担保とする複数の証券を作る。これが第2段階の証券で、証券の種類は10種類以上になる。こうした証券が投資家に売られる。しかし、これでは終わらずに、第2段階で証券化した証券を担保にして、さらに数種類の証券が作られる場合がある。

このように、証券化が2重にも3重にもされると、証券の構造は極めて複雑化するため、投資家には自分が受け取ることができる分配金とサブプライムローンの滞納率との関係がよくわからなくなる。実際にヘッジファンドや証券会社や銀行などは投資した証券の中身がよくわからずに投資していた。

それでは、投資家たちは何を基準にこれらの証券に投資していたのか。それはもっぱら格付けであった。

事前に分配金が約束された証券は格付会社による格付けを受けてから、投資家に向け

て発行されるのが普通である。ただし、約束された分配金が約束どおり支払われるとは限らない。

格付会社は発行される証券ごとに、債務不履行(滞納や支払い不能)が起きる確率を推定して、その確率の低い順から、AAA(トリプル A)、AA(ダブル A)、A(シングル A)、BBB(トリプル B)などと格付ける。BBB 以上であれば、投資適格(ただし、S&P 格付けの場合)と考えられ、金融規制を受ける銀行や保険会社の投資対象となる。BBB 以下(BB、B、CCC など)と格付けされると、これらは投資不適格で、投機的証券と呼ばれる。

②について、レバレッジ比率とは、自己資本(元手)に対する保有資産額の倍率のことである。多くの場合は負債比率と同義であり、以下の計算式で算出される。

$$\text{レバレッジ比率 (\%)} = \text{総負債 (他人資本)} \div \text{自己資本} \times 100$$

信用取引などでこの用語が使用される場合等、場合によっては、自己資金に対し何倍の資金を運用しているかを示す言葉として使用されることもあり、その場合、以下の計算式となる。

$$\text{レバレッジ比率 (\%)} = \text{運用資本 (自己資金+借金)} \div \text{自己資金} \times 100$$

実際の数値例によって示すと、あるヘッジファンドが投資家から 100 億円の資金(自己資本)を集め、この自己資本だけでサブプライムローン担保证券に投資すると、この場合のレバレッジ比率は 1 倍である。サブプライムローン担保证券の総投資収益率(利払い前の投資収益率)を 10% とすると、レバレッジ比率が 1 倍であれば、利払いはゼロであるから、その純投資収益率(利払い後の投資収益率)は総投資収益率 10% に一致する。

次にヘッジファンドが投資家から 5 億円(自己資本)を集め、それに 95 億円の借金を加えて、100 億円の投資をしたとする。5 億円の自己資本で 100 億円の投資をするのだから、レバレッジ比率は 20 倍(運用資金 100 億円 ÷ 自己資本 5 億円)になる。

サブプライムローン担保证券の総投資収益率も上の例と同様に 10% とし、借金の金利を 5% とする。100 億円の投資からの利払い前の総利益は 10 億円である。95 億円の借金に対する利払い総額は、金利 5% より、4.75 億円である。これを差し引くと、投資家への分配金は 5.25 億円になる。投資家の自己資本は 5 億円だから、投資家にとっての利払い後の純投資収益率は 105% に達する。

以上の数値例から、レバレッジ比率を 1 倍から 20 倍に高めると、投資家の純投資収益率は 10.5 倍にも上昇することがわかる。

しかし、今述べたことは、「総投資収益率が金利よりも高い」という条件がつく。サブプライムローン担保证券の総投資収益率が金利より低くなった場合、成立はしない。

例えば、サブプライムローンの滞納率が上昇したため、サブプライムローン担保证券の総投資収益率がゼロになったとする。この場合、ヘッジファンドには収入がないから、投資した証券のうち 4.75 億円分を売って利子を支払わなければならない。これにより、ヘッジファンドに拠出した投資家たちの自己資本は 4.75 億円だけ減ってしまう。5 億円の自己資本から 4.75 億円がなくなれば、投資家たちにとっての純投資収益率はマイ

ナス 95% になってしまう。

このように、サブプライムローン担保证券の総投資収益率が金利よりも低下したために、ヘッジファンドや投資銀行などが、サブプライムローン担保证券を投げ売りして金利返済に追まられることになった。さらに、これらの金融機関の資金の貸し手は、元本が回収できないリスクが高すぎるため、貸した資本の借り換えを認めなくなった。よって、ヘッジファンドや投資銀行などは利払いのためだけでなく、元本返済のためにサブプライムローン関連証券をはじめとする保有証券を売って換金しなければならなくなった。こうした証券の売りは、いっそうの証券価格の下落をもたらし、ヘッジファンドの中には解散に追い込まれるものが続出した。

第2章 日本への影響

現在の日本経済は100年に一度の大不況と言われるほど景気の低迷に見舞われている。株価は値下がりし、失業者も多く発生している。仕事が減れば、収入が減る。そうすると国民の消費意欲は下がる一方になり、子育て資金がなくなり出生率の低下にも繋がってくる。政府は色々な国政を行っているが、未だに不景気のトンネルを抜け出せないでいるのが現状だ。そこで、日本がどの様にして不景気に陥ってしまったのかを述べる。

最も影響を与えたと思われるのが貿易不振である。日本は貿易で成り立っていると言っても過言ではない。その貿易が不振となれば、日本に与えるマイナス効果は計り知れない。では、なぜ日本の貿易はそれ程までに不振なのだろうか。次の表を見てほしい。

日本の輸出相手国ランキング（2008年）

<輸出>

順位	国名	金額	前年比	シェア
	輸出総額	775,917,548	8.9	100.0
1	米国	136,200,022	-5.0	17.6
2	中国	124,035,383	13.7	16.0
3	韓国	58,984,805	8.8	7.6
4	台湾	45,707,555	2.1	5.9
5	香港	39,988,208	3.0	5.2
6	タイ	29,253,380	14.5	3.8
7	シンガポール	26,425,417	21.3	3.4
8	ドイツ	23,795,514	5.4	3.1
9	オランダ	20,923,181	13.0	2.7
10	オーストラリア	17,161,752	20.9	2.2

<http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/trade/>

この表は昨年の日本の輸出相手国のランキングだが、アジア各国が名を連ねる中で輸出においては米国が17.6%で1位となっているのがわかる。財務省が2009年4月22日に発表した2008年度分の貿易統計（速報）によると、輸出から輸入を差し引いた貿易収支が7253億円の赤字になることが明らかになった。2007年度の10兆1553億円の黒字から一気に赤字に転落した。輸出立国と言っても過言ではない日本の貿易収支が赤字に転落するのは第二次石油危機による原油価格高騰で輸入が膨らんだ1980年度以来28年ぶりのことで、原油高などの資源高騰に加えて景気後退による外需の落ち

込みが大きく影響したと思われる。輸出額が前年度比16.4%減の71兆1435億円と、比較可能な80年度以降で最大の減少率を記録したのが主な原因。輸出、輸入とも7年ぶりに減少し、世界同時不況が外需依存型の日本企業だけでなく、国内消費や生産に深刻な打撃を与え、経済全体が縮小したことをはっきりと裏付ける結果となった。輸出減で特に目立ったのが「自動車」(-24.2%)「自動車部品」(-22.3%)などの自動車関連と、「半導体等電子部品」(-19.7%)となっている。国別では円高ドル安による貿易摩擦への懸念もあり、米国が27.2%減と他国より大きく値を下げた。最大の輸出先である米国との貿易不振が日本の貿易収支に大きく影響を与えたのは明らかだろう。米国の景気回復が見込めない今日では、このまま米国への貿易依存を続けると貿易赤字は拡大する一方であり、日本経済に大きな打撃を与えることになると言える。

米国への輸出が赤字になった背景には前述したサブプライムローン問題で起こった信用収縮による金融不安がある。個人の借金が、債権化によって世界中の金融機関にばらまかれた。その多くは複雑化され、多くの債権が回収不可能となり、金融機関の破たんが相次ぎ、信用不安に陥った。その結果、民間企業にカネが回らず、企業倒産が増え、悪循環に陥った。単純に考えて、自国経済が不安定な時に他国から物を買う余裕などあるわけもなく、ましてや円高が進んでいるため、米国は日本からの輸入を控えるようになったと考えられる。これらが日本の不景気の原因になったと思われる。

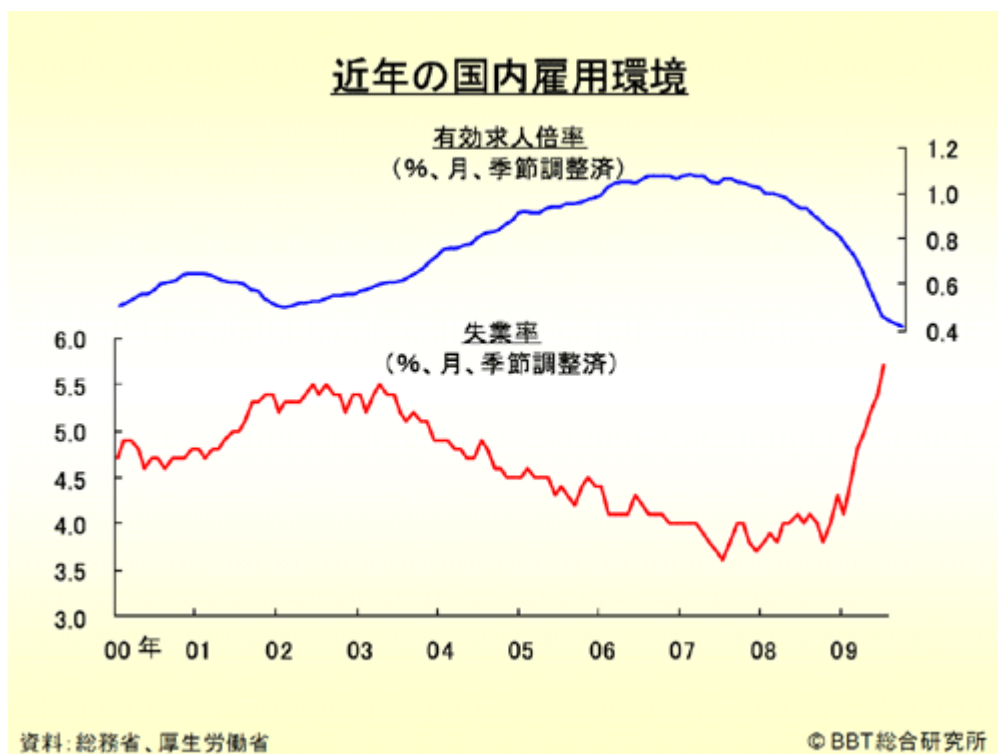
第3章 問題点

3-1 雇用問題

金融危機による世界への影響によって雇用にも問題が出てくる。

現在、世界に普及した金融危機などによって、中小企業の80%余りが収益を圧迫され、ボーナスのカットや派遣社員の契約打ち切りなど、賃金や雇用に影響が広がっていることが厚生労働省が緊急に行った調査でわかった。

さらに、高い失業率のデータがある。総務省が8月28日に発表した今年（2009年）7月の完全失業率は5.7%と前月に比べ0.3ポイント悪化し、過去最悪を更新した。以下のグラフを見ていただきたい。失業率は2003年4月をピークに低下する傾向にあったが、2007年を境に一転して上昇し、特に今年に入ってから急激に高い伸びを見せている。



この5.7%という失業率を過去に超えていたのは、戦後の混乱期だけだ。それ以降は2003年4月の5.5%が最高だった。一方、有効求人倍率もこの7月に過去最低を記録した。厚生労働省の発表によると、7月は0.42倍と前月に比べ0.01ポイント低下し、3カ月連続で過去最低を更新した。これらも世界経済危機の影響とみて間違いはないだろう。

厚生労働省の調査によれば、昨年 10 月から今年 3 月までに失業、または失業することが決まっている非正規雇用の労働者は 8.5 万人超と発表した（昨年 12 月 19 日時点）。その 67.4% 約 3 人に 2 人が、派遣で占められている。11 月の前回調査の結果＝約 3 万人から、わずか 1 ヶ月で 3 倍近くに膨れ上っており、今年以降、「派遣切り」などでその数がさらに増えることは、想像に難くない。一方、正規雇用の社員も、雇用不安と無縁ではられない。12 月 9 日にソニーが発表した人員削減策では、対象になる約 1.6 万人のうち、半数の 8,000 人は正社員。景気悪化が進む中、他のメーカーや業種が追随するのは必至である。また、若者の長期失業も増加している。

このように、経済危機が進行すれば、正規雇用者も安泰とは言えなくなる。つまり、雇用の問題は、単に正規・非正規という問題にとどまらず、雇用全体の問題となる。

ちなみに米国では需要変動の不確実性の増大のために、あらゆる層の労働者の雇用の不安定性が増加してきた。それに対し日本では、不確実性の増大への対処を正社員と非正社員という労働市場の二極化で対応してきた。この二極化を象徴したのが、2008 年末から派遣労働者を中心に発生した大規模な雇用調整である。雇用調整の動きは、派遣労働者だけにとどまらず、ほかの非正規雇用者の雇い止め、そして正規雇用者の雇用調整にも進んできている。

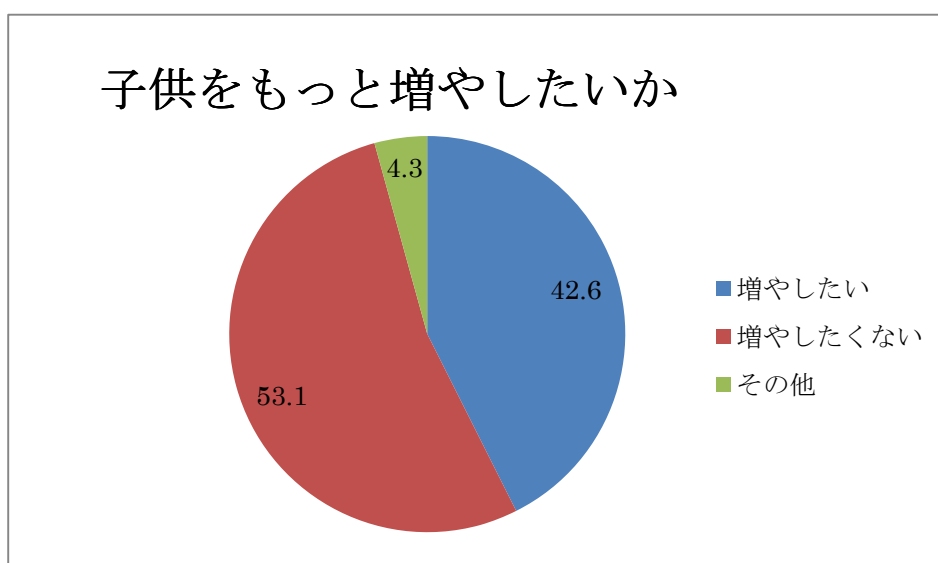
日本で非正規労働者の雇用調整が大規模に行われているのは、二つの理由がある。第一に、今回の景気悪化が急激かつ大規模であることだ。サブプライム問題に端を発した世界的な景気後退が急激に発生した。日本企業も急激な景気後退のために雇用調整に迫られたのである。第二に、日本では過去に比べて非正規社員比率が高くなっていたことだ。派遣労働者、契約社員、パート労働者などの非正規雇用者数は、1996 年では雇用者の約 20% であったが、2008 年では 30% を超えていた。正社員よりも雇用調整が容易な非正社員の比率が過去最高水準であったために、景気悪化に対して素早い雇用調整が行われているのである。

3－2．少子化問題

日本のベビーブームは 1940 年代後半に、戦時中の出産先送り現象のために起こり、出生数は年間約 270 万人に達した。1947 年の合計特殊出生率は 4.54 であった。しかし 1950 年になると、希望子供数が減少し、1948 年に人工妊娠中絶が合法化したこともあり、合計特殊出生率は急落し、多産少死から少産少死へと社会の構造を変化させた。1960～70 年代前半にかけて高度経済成長を迎えた日本の出生率は 2.13 前後で安定する。しかし、1973 年の第二次ベビーブームをピークに、第一次オイルショック後の 1975 年には出生率 2 を下回り、出生数は 200 万人を割った。これ以降、人工置換水準を回復していない。1980 年代に入る

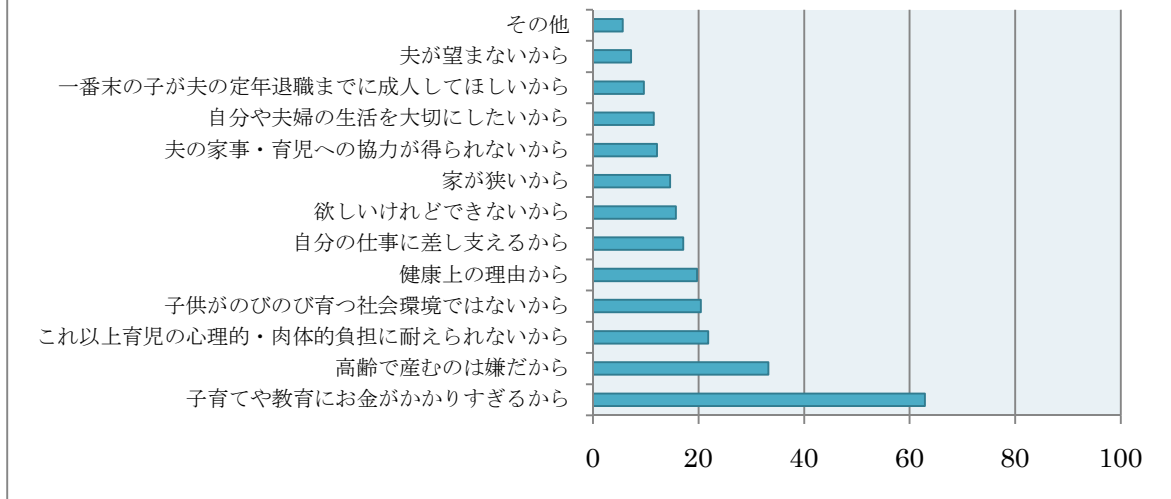
と景気回復と出生率低下が同時進行し、1989年には「1.57 ショック」と呼ばれる出生率が1.57の事態となり、社会的関心を集めた。1990年代以降出生率低下は回復せず、1995年に生産年齢人口(15～64歳)が最高値(8717万人)となり、1996年から減少過程に入った。1997年には少子社会になり、2003年には出生率が前年の1.32から1.29へと大きく低下した。そして2005年の出生率は1.25と例年になく大幅に低下したが、2006年には1.26まで回復した。政府はこの要因は次の3点にあると考えている。(1)第3子以降の出生率が増えるなど、第2、3子以降の増加したこと、(2)71～74年生まれの団塊ジュニア世代の女性の出生率が増加したこと、(3)結婚数(73万973件)の5年ぶりの増加による第一子の増加を挙げている。2007年には団塊ジュニア世代を中心とした30代後半の駆け込み出産を要因として、出生率は1.34に上昇した。そして2008年の出生率は3年連続の上昇となる1.37という結果の要因を、厚労省は昨年秋までの景気回復であるとした。

本川裕氏の社会実情データ図録によると、日本の20～49歳の男女約1000人に対する「子供をもっと増やしたいか」という問いの結果、42.6%が増やしたい、53.1%が増やしたくないと回答している。



内閣府の平成16年度版少子化社会白書によると、4割以上の男女がもっと子供を増やしたいと考えているにも関わらず、実際に理想とする子供数を持たないのは、子育てや教育にお金がかかりすぎるからという理由が一番多かった。

理想の子供数を持たない理由



幼稚園から大学までにかかる養育費は、公立か私立にもよるが、約 1400～2000 万円かかる。これが家計にとって非常に大きな負担になっているのである。

また、フリーターの増加も少子化の原因のひとつと言える。

1991 年に厚生労働省がフリーターの定義を次のように定めた。

・ 15 歳から 34 歳で、在学していない者のうち、以下の条件を満たす者

1. 現在就業している者については、勤め先における呼称が「アルバイト・パート」である雇用者
2. 現在無業のものについては、家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者

15～35 歳までの労働力人口とフリーターの推移（単位：万人）内閣府・国民生活白書より

年\定義	労働力人口	内閣府定義	厚生省定義
1991	2109	182	62
1993	2171	215	79
1995	2213	248	94
1997	2271	313	119
1999	2272	385	143
2001	2275	417	159
2003	2200	—	217

第4章 政策提言 ―内需拡大―

4-1. 中期的内需拡大 勤労所得税額控除 (EITC)

経済危機への中期的な対策として勤労所得税額控除 (EITC: Earned Income Tax Credit) を採用し、消費を促すということが考えられる。

総需要は、消費 (C)、投資 (I)、政府支出 (G)、輸出入 (E-M) の総和 ($AD=C+I+G+(E-M)$) で求められる。この段階では、政府支出を減少し、さらに国債を発行することで、EITC 実行のための財源を確保し、制度を拡充していくことで、消費を押し上げるのである。

EITC は 1975 年に米国で採用された制度であり、低所得者層の社会保障税負担の軽減を図り、かつ、低所得層の労働供給の促進を図るために導入された。

この制度の基本的な概要は、一定の就労条件を満たしたものに対して適用し、所得が低いために、算出された課税額が税額控除額を下回る場合には、その差額をあたえることで低所得者に支援を行い、所得が上昇するにつれて税額控除額が次第に減額されるということである。対象となる所得層を限定し、さらに還付方式を採用することで所得税及び社会保障負担を軽減し、低所得者への財政的支援の恩恵が分配されるようになっている。

従来では、家族構成が多い場合、最低賃金が時間給であることがほとんどであった。そのため、子供が生まれる等で扶養すべき家族が増えても所得が変化しなかったために、家族数に応じて基準の高くなる貧困ラインに対応できなかった。これに対応するために所得控除のような税額負担の軽減を行うとしても、累進課税方式を静養している日本では、低所得者よりもむしろ、所得の高い者にその効果は大きく表れ、本来の目的としている成果を上げることができない場合が多い。

しかし、EITC を導入することにより、家族の構成状況等に応じて支援方法を変化させていき、税額控除額を引き上げていけばこの問題にも対応できるということになる。また、単に最低賃金の水準を引き上げた場合、企業が雇用へ消極的になることや就業者の労働条件など経済に悪影響を与えることが懸念される。しかし、この方法では、最低賃金の水準により、所得が貧困の基準を下回っている場合には、課税後の所得にプラスの支援行われることで手取り所得がおしあげられ、所得の補助的なものとなり、ワーキングプアを解消することにつながっている。さらに、現在、就労に参加しようとしていない人たちに対しても所得の増加に伴い手取りが増加するように制度設計をすることで、単に生活保護制度で、財政的な支援を行うよりも納税者のさらなる就労へのインセンティブを刺激しているのである。

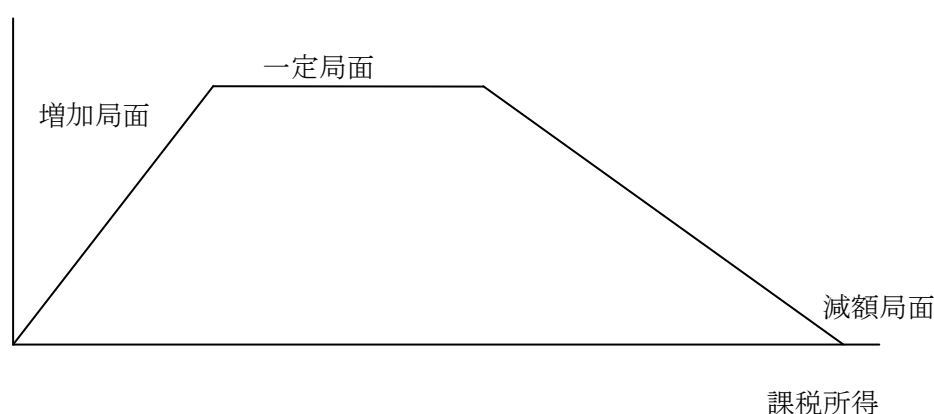
4-1-1. EITC の概要と効果

EITC の控除額は、3つの段階に分けられている。まず、第一段階として、課税所得が増加するにつれて控除額も逦増する段階、第二に所得が増加しても控除額が最高控除額で一定の定額になる段階、そして第三に所得の増加に伴い控除額が逦減される段階である。算定プロセスは、増加局面で「所得×増加率」、一定局面では「最高限度額」最後に減額局面では「最高限度額－（最高限度額適用所得の超過所得×減額率）」で求められる。

(図 1)

(図 1)

税額控除



実際に米国で行われている EITC を受けるための条件としては、①課税所得があること、②対象年齢として 25 歳以上 65 歳以下であること、(つまり、年金所得を主な収入減とする高齢者に対しては適用されない)、③子供の数 (ゼロ、1 人、2 人以上) に応じて 3 タイプの控除方法が適用される。

平成 14 年に内閣府政策統括官 (経済財政一景気判断・政策分析担当) が発表した米国 EITC の分析レポートによると、米国での EITC の規模は、75 年の導入当時に適用者が 621 万人であったが、特に 88 年以降に急速に拡大し 1114 万人、2001 年には適用者数が 1910 万人で所得納税申告者の 15%にまで上った。控除総額は 313 億ドルに達する。このうち還付方式で 2001 年に還付受けたものは 1540 万人で控除額は 262 億ドルにも及ぶ。

また、いくつかの実証研究の結果では EITC が低所得差層の生活水準の改善に役立っているという結果が出ている。具体的には、Dickert-Hauser-Scholz が 93 年の EITC の拡充により約 50 万世帯が生活保護状態から、勤労状態へ移行したと発表されている。さらに Greenstein-Shapiro は、96 年の EITC の効果による所得増加で 460 万人が貧困ラインを上回ることができ、99 年には 470 万人が貧困状態を脱出できたとしている。連邦統計局でも EITC の導入により 97 年には 428 万人程度の低所得者を貧困ラインから引き上げることができたと見積もっているため、この制度の有効性は相当程度あるようである。

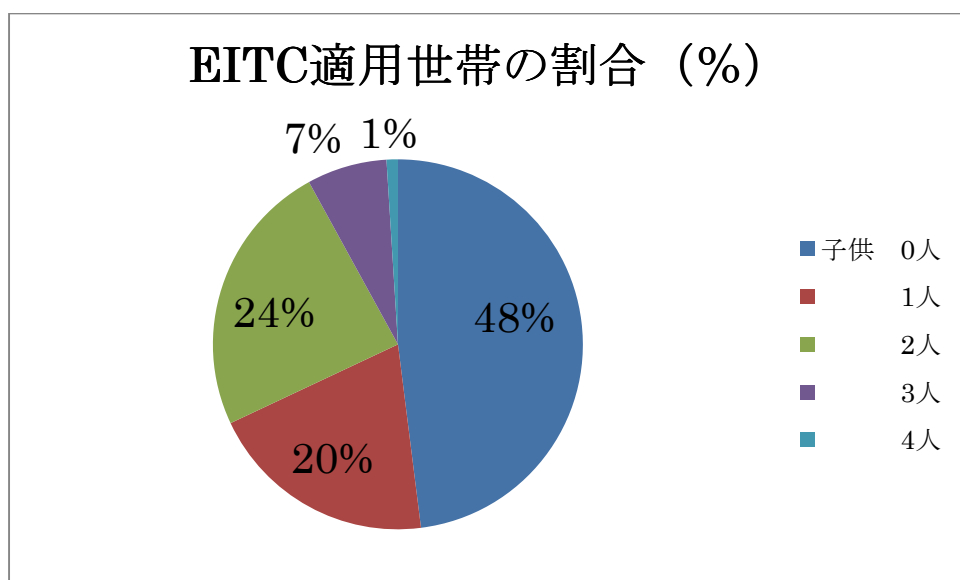
さらに、子供をもつ世帯への支援を充実させたことで、女性、特にシングル・マザーへ

の促進効果が特に大きいとの結果が出ている Liebman の研究では 84 から 96 年のシングル・マザーの大幅な就労率の増加の 59%が EITC の効果であるとしている。

4-1-2. 日本への導入

この EITC を日本に導入した場合にどの程度の効果が得られるかを見ていく。EITC の適用条件としては米国で採用されているものと同様だと仮定する。

2009 年に税制調査会の発表した資料によると、日本における EITC の適用世帯数は全体の 26%となっている。構成は、子供がいない世帯が 48%、1 人が 20%、2 人以上では 32%という内訳である。この中で、税額控除が適用される世帯は 14%に過ぎず、残りの 86%に関しては、税額控除に加え給付金が適用される。



参考 2009 年税制調査会：日本版 EITC の暫定試算

財政規模は、EITC の適用により、税額控除が 0.12 兆円、加えて 0.90 兆円の給付金で 1.02 兆円が必要となると見込まれている。この EITC の財政規模は所得税収 12.3 兆円の 8%程度である。そのほかの住民税 13.1 兆円、年金保険料 13.4 兆円、医療保険料（本人負担）9.7 兆円、介護保険料（本人負担分）2.0 兆円を考えると、EITC の財政規模は他の租税や社会保険料の負担規模からみると、やや小さい額であることがわかる。

EITC の支給状況を所得階級別に見ていくと、子供の数がゼロである場合には、収入が 126 万円未満のものにしか、適用されず、最大適用額も 4.3 万円である。収入が 50 万円以下の場合 EITC 適用額は年間 2.2 万円であり、50 万から 100 万円で 3.2 万円、と上昇していき、100 万から 150 万円では 1 万円へと減少段階をとる。これに対し、子供がいる場合には 1 人のときは対象となる年収が 322 万円と多く上昇し、EITC の適用額も最大 28.5 万

円まで増えるので、低所得者においては最大で 30%程度の収入の増加をもたらすことになる。さらに、子供の数が 2 人以上の世帯になると、対象となる年収が 378 万円未満まで拡大され、適用額も最大 47.2 万円にも上る。つまりは最大で 40%の収入の増加が可能であるのだ。

EITC の適用状況（世帯別） 単位：万円

年収	子供の人数		
	0人	1人	2人以上
0—50	2.2	11.3	13.5
50—100	3.2	25.3	34.3
100—150	1	28.5	46.3
150—200	—	24.2	41.4
200—250	—	16.4	30.5
250—300	—	8.2	19.4
300—400	—	2.3	7.4

参考 2009 年税制調査会：日本版 EITC 暫定試算

上記の数値をふまえて、日本でのそれぞれの世帯ごとに、EITC の適用額をみると、単独世帯で 2.3 万円、核家族世帯で 8 万円、3 世代同居の世帯では 12.8 万円と世帯人口の増加とともに、適用額が増えていく。核家族世帯については、ひとり親と子供のみの世帯では 15.5 万円、夫婦と子供 2 人の世帯では 10.2 万円とシングルマザー（ファザー）の世帯がより優遇されるようになっている。

また、EITC 適用額の世帯収入との比率は、単独世帯 3.2%、核家族世帯 1.6%、3 世代同居世帯では 2.1%となっている。単独世帯における男女の比率は、男 2.9%、女 3.4%と女性のほうが高くなっている。また核家族世帯では、夫婦のみの世帯が 0.6%、夫婦と子供が 1 人世帯で 1.5%、シングルマザー（ファザー）の世帯では 7.5%とやはり他に比べ対収入比率が高くなる傾向が示唆される。

4－1－3．課題

現行の米国の制度をそのまま採用した場合、子供を持つ世帯、特にシングルマザー（ファザー）への支援が重視されるため、従来よりも子どもを育てやすい環境が与えられる、という点では、少子化への対応策としての効果は期待できそうであるが、主として支援される人口がある程度の幅に限られてしまう可能性が高い。よって現在の日本の経済状況にあてはめるとするならば、より単独世帯や子供を持たない世帯に対しての支援策を充実化し、ワーキングプアへの対策としての面を強化する必要がある。

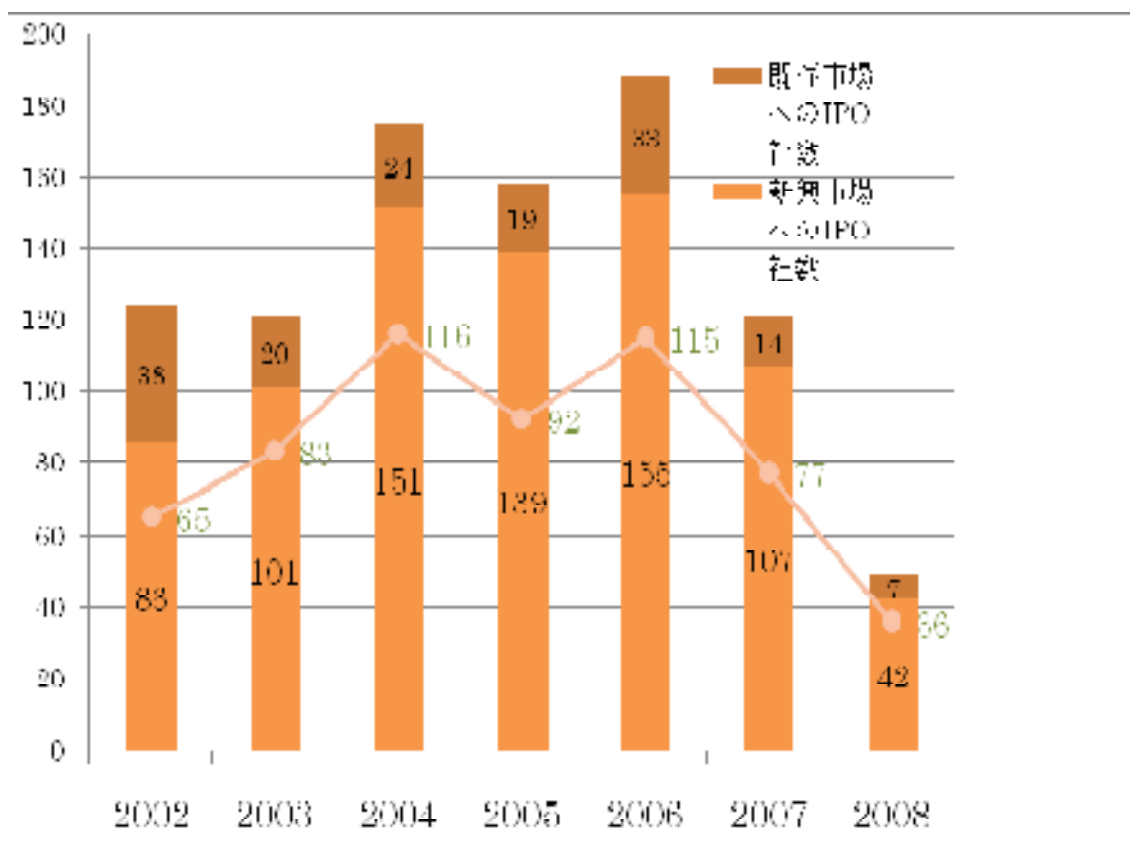
4－2．長期的内需拡大

私たちが前述した政策提言である EITC では短期～中期にかけてしか機能はしない。そこでこのような出来事が起こった場合に対し長期的に見る必要があると私たちは考えた。私たちが考えた長期的に見た政策提言として、生産性の向上が上げられる。生産性の向上とは一定の資源からどれだけ多くの付加価値を生み出せるかという事であり、生産性をあげることで資源を有効に使い、効率的に多くの生産を可能にするというものである。これにより、多くの製品を流出させ国内の需要をあげ、更に国際競争力もつけようというものである。

この生産性をあげるという事で私たちは二つの事にお金を使おうと提言する。一つは昨今数が減っているベンチャー企業勃興へお金を使う事である。

4-2-1. ベンチャー企業勃興

ベンチャーとはそれまでに無かった新しいサービスを小さな企業が展開することをいい、最新の高度な知識、技術を用いてビジネスをする小企業の事である。日本国内ではリーマンショック後証券取引所に新規上場をする企業が減少している。これは財団法人ベンチャーエンプライズセンターの調べでわかる。



VEC 2008年ベンチャービジネスの回顧と展望より抜粋
ここで書かれているIPOとは不特定多数の投資家が参加する市場で株式の売買が行わ

れるように、市場に新たに株式を供給することである。通常、IPO によって株主を一定数以上増やすことが株式の上場条件に含まれている。

このようにリーマンショックがあった 2007 年を機に極端に減少している。

4-2-2. 原因

上の図でわかるように証券取引所に新規上場する会社が減少している。この原因としてあげられるものは「経済状態の悪化による投資の冷え込み」が主な原因と挙げられた。これは前述したとおりリーマンショック後、日本に波及した世界同時恐慌が原因で景気が悪くなり投資が冷え込んだ事が原因である。このベンチャー企業へ投資を行う事をベンチャーキャピタルという。このベンチャーキャピタルとは株式公開(IPO)を目指す創業期の未公開企業への投資をするという事である。

4-2-3. ベンチャー企業勃興への政策提言

私たちのベンチャー企業勃興の政策提言として、企業の勃興の資金の調達をしやすくし、ベンチャー企業の市場への参入を促し、新規上場企業数を増やしそのベンチャー数を増やし、その付加価値を通じて生産性の向上と競争力の向上を目指そうというものである。具体的なものとして私たちが挙げる提言はベンチャー企業への援助金として助成金へ政府が更にお金を回す事である。この助成金事業として中小企業基盤整備機構などがベンチャービジネス支援として行っているものである。

助成金受給の対象として、これから起業しようとする者へ贈られるお金である。この助成金とは返済する必要のないお金であり、ベンチャー事業の支援としてたてられたものである。この助成金へ政府がお金を回し、更にこの助成金をもらいやすくすれば新規上場のベンチャー企業数が増加させる事を提言する。

4-2-4. 助成金の種類

この助成金とは受給ができるかどうか審査が必要である。現在この助成金を行っている事業での条件は以下の例があげられる。

受給資格者創業支援助成金

受給資格者創業支援助成金とは、雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後 1 年以内に雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部について助成する助成金である。

●雇用保険の受給資格者であること
●雇用保険の加入期間が 5 年以上あること

●法人等の設立をまだしていないこと
●創業受給資格者が設立する法人等の業務に従事するものであること
●法人の場合は創業受給資格者が出資し、かつ、代表者であること
●法人等を設立する前に、「法人等設立事前届」を管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出し、認定を受けること
●法人等設立後、1年以内に雇用保険の一般被保険者となる労働者を雇入れ、雇用保険の適用事業主となること
●雇用保険の適用事業主となった後、3ヶ月以上事業を行っていること

高年齢者等共同就業機会創出助成金

高年齢者等共同就業機会創出助成金は、45歳以上の方が3人以上で、自らの職業経験等を活用すること等により、共同して起業し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創設した場合に、当該起業に要した経費の一定範囲の費用について助成される助成金である。

●3人以上の高齢創業者により新たに設立された法人の事業主であること
●3人以上の高齢創業者のうち、いずれかの者が法人の代表者であること
●法人の設立登記の日から高年齢者等共同就業機会創出事業計画書を提出する日において、高齢創業者の議決権（委任によるものを除く）の合計が総社員又は総株主の議決権等の過半数を占めていること
●高年齢者等共同就業機会創出事業計画書を申請期間内に提出し、認定を受けること
●支給申請日までに高年齢者等の労働者を1人以上雇入れ、且つ、その後も継続して雇入れること
●法人設立登記日から6ヶ月以上事業を営んでいること
●法人の設立登記の日以降当該法人の最初の事業年度末における自己資本比率（自己資本を総資本で割り、100を乗じた比率）が、50%未満である事業主であること

地域創業助成金

地域創業助成金は、地域に貢献する事業（サービス9分野、地方公共団体からのアウトソーシング又は地域重点分野）を行う法人を設立又は個人事業を開業し、再就職を希望する者（65歳未満）を常用労働者及び短時間労働者としてあわせて2人以上（ただし、非自発的離職者自ら法人等を設立した場合は、1人以上）雇用した場合に、新規起業に係る経費及び労働者の雇入れについて助成される助成金

●創業する（した）事業が地域貢献事業であること
※平成20年3月31日までに法人等を設立した事業主が対象となります。
●法人等を設立前3ヶ月から設立後6ヶ月の間に地域貢献事業計画書を申請すること
※平成19年12月31日以降の創業に係る地域貢献事業の申請期限は、平成20年6月30日

までとなります。
●創業支援対象労働者を2人以上雇用し、かつ、その内の1人は非自発的離職者であること（例外あり）
●雇用保険の適用事業主となること
●支給対象となる労働者の離職前の事業所との間で、営業の譲渡、事業の分割など、事業内容の同一性がある事業主でないこと
●事業の実施に必要な許認可を受けていることを始めとして、法令を遵守し、適切に運営するものであること
●法人等の設立の日から常用労働者を事業主都合で解雇したことがないこと

中小企業基盤人材確保助成金

中小企業基盤人材確保助成金とは、新規に創業開始する（した）事業の事業主、新分野に進出する（した）事業主が、事業の運営上必要な中核をなす人材やそれ以外の一般労働者を雇入れた時に雇入れた人数に対して支給される助成金である。

●創業・新分野進出後、6ヶ月以内に改善計画を申請すること
●改善計画申請日後、対象労働者を雇入れる前日までに、実施計画書を申請すること
●実施計画期間内に一定の条件を満たす労働者を雇入れること
●創業・新分野に伴って発生した費用が300万円（税込）以上あること
●雇用保険の適用事業主となること
●風営法の規定による事業でないこと
●賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付けていること

介護基盤人材確保助成金

介護基盤人材確保助成金とは、介護分野へ新規に創業開始する事業主、新サービスに進出する事業主が、事業の運営上必要な中核をなす人材を雇入れた時に雇入れた人数に対して支給される助成金である。

●介護サービスの提供を業として行う事業主であること
●介護分野における新規創業、新サービス提供等を行う事業主であること
●創業・新サービスを開始する事業主は創業・新サービス開始前6ヶ月から1ヶ月の間に改善計画と申請計画書を提出すること
●計画書等提出後、支給対象期間内に特定労働者を雇入れること
●雇用保険の適用事業主となること
●認定計画に定められた計画期間の最初の日から6ヶ月前の日から、支給申請を行う日までの間、事業主都合による離職者を出していないこと
●介護労働者の人事・福利厚生等に関する責任者を選任し、掲示板等により事業所内の労働者に周知すると共に、選任届を所轄の労働局へ提出すること

子育て女性企業支援助成金

子育て女性起業支援助成金とは、12 歳以下の子を持つ女性が新たに法人等を設立した場合に支給される助成金

●同居している 12 歳以下の子供がいること
●有効求人倍率が全国平均を下回る都道府県に住所を有する者であること
●雇用保険の加入期間が 5 年以上あること
●法人等を設立する前に、「法人等設立事前届」を管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出すること
●女性起業者がもっぱら当該法人等の業務に従事すること
●法人設立の場合は女性起業者が出資し、かつ、代表者であること
●法人等の設立日以後 3 ヶ月以上事業を行っていること
●法人等の設立以後 1 年以内に雇用保険の一般被保険者となる労働者を雇入れ雇用保険の適用事業主になること

不良債権処理就業支援特別奨励金（企業支援の奨励金）

不良債権処理就業支援特別奨励金（起業支援の奨励金）とは、不良債権処理加速による影響を受け、雇用調整を行わざるを得ない事業所から離職を余儀なくされた支援対象者が自ら起業し雇用を創出する場合に助成される助成金である。

●雇用保険の適用事業主であること
●支援対象者自ら新たに事業を設立したものであること
●雇入れの日の前日の 6 ヶ月前から奨励金の支給決定までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇（事業主の勧奨等による退職を含みます）したことがないこと
●出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備していること
●創業 6 ヶ月以内に、支援対象者又は 45 歳以上 60 歳未満の非自発的離職者等を雇入れること
●雇入れ 2 人目以降に 60 歳未満の非自発的離職者を雇入れる場合は、公共職業安定所又は雇用関係給付金を取扱うことができる有料・無料の職業紹介事業者の紹介により雇入れるものであること

雇用開発奨励金

雇用開発奨励金は、雇用機会が特に不足している雇用開発促進地域（地域雇用開発促進法第 7 条第 1 項に規定する同意雇用開発促進地域）、若年層・壮年層の流出の著しい過疎等雇用改善地域の雇用構造の改善を図るために、その地域に居住する求職者等を雇入れることに伴い、事業所を設置・整備する事業主に助成される助成金である。

●雇用保険の適用事業主であること
●同意雇用開発促進地域内、又は、過疎雇用改善地域内での労働者の雇入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備に関する計画届を管轄労働局長に提出していること

●計画届に記載した計画期間（最大 18 ヶ月）までに当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者として 3 人（創業は 3 人以上）以上雇入れること
●計画届に記載した計画期間（最大 18 ヶ月）までに事業所の事業の用に供する施設又は設備を設置し、又は整備を行う事業主であること
●計画書に記載している求職者の雇入れや事業所の設置・整備が計画期間内に完了し、完了届を管轄労働局長に提出していること
●求職者の雇入れが同意雇用開発促進地域又は過疎雇用改善地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること
●求職者の雇入れに係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること
●労働保険料の納付を滞納している事業主でないこと

中核人材活用奨励金

中核人材活用奨励金とは、同意雇用開発促進地域で新規起業等を開始し、中核労働者を雇用する事業主に対して一定額が助成される助成金

●雇用保険の適用事業主であること
●事業所の所在が同意雇用開発促進地域内で新たな事業展開をする事業主であること
●計画届に記載した計画期間（最大 1 年）までに中核人材労働者を雇入れること
●中核人材労働者の雇入れに伴い、当該雇入れに係る中核人材労働者の数の 2 倍以上の数の当該地域に居住する求職者を、継続して雇用する労働者として雇入れる事業主であること
●中核人材労働者及び地域求職者の受入れ等が同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること
●中核人材労働者及び地域求職者の受入れ等に係る者に対する賃金の支払い状況を明らかにする書類を整備している事業主であること
●計画日から完了日から起算して 6 ヶ月を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主、あるいは全労働者の 6%（その数が 3 人以下の時は 3 人）を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主でないこと
●労働保険料の納付を滞納していない事業主であること

HP 助成金活用ガイドより抜粋

このように例にあげたものだけでも多くの種類がある。これを活用させる事で、ベンチャーを勃興させたい。

4-2-5. 現在の助成金の問題点

この審査に通ったものに政府が出すお金の量を増加させ、多くの企業に助成金が受給できるようにするものがこの政策提言の狙いである。この助成金の現在の問題点として、

- ・種類が多すぎて、創業者にあう助成金がみつからない
- ・認知度が低く、申請時期を逃すと受給できない
- ・値段がその助成金によってバラバラである
- ・存在はするが募集していない助成金がある

このように現在の助成金システムにはいくつかの問題点がある。

4-2-6. 対応策

私たちの政策として、まず認知度をどうにかしなくてはいけない。この制度を知らなくては、企業を勃興しようとしなからである。このため私たちの政策提言として、政府が支出し、コマーシャルやたくさんのメディアなどで広告をする事で、認知度を高める事がベンチャー勃興に必要不可欠であると考えた。そして金額の具体的な数値は総事業費の 2 分の 1 程度上限 500 万円と助成金によってさまざまだったお金を一律にする事により数値のばらつきをわかりやすくする。そしてこの助成金は現在では政府が保有し提供する情報がウェブサイトで公開されているが、「経営者向けの助成金」といったテーマを見ても、各省庁でバラバラに提供され、加えて独立行政法人もあるとなれば見つけるのに困難である。このため、私たちの政策提言としてこの経営者向けの助成金というものの窓口を一つにしぼり、その経営者ごとに助成金の種類を提示する機関を政府が作る事が必須だと考えた。最後には現在募集を行っていない助成金が存在する。このため自分にあった助成金があったとしてもこれを諦めざるをえない。これを解消するために政府の援助にこれを再開させる。

① 宣伝をし、認知度をあげる
② 種類の多さを簡素化するために経営者向けの助成金窓口をつくる
③ 現在募集していない助成金の募集復活
④ 助成金の金額を総事業費の 2 分の 1、上限を 500 万と一律化する

これにより更に助成金を受け取る事が簡易化されたと考える。他にベンチャーキャピタルの側として、投資の冷え込みをどうにかしないといけない。これについては、それまでの中長期的にやった EITC などの政策提言で出した内需拡大で多少の景気回復をだして、投資をしやすい環境をつくる事が大切である。

4－3．職業訓練

もう一つの政策としては、職業訓練にお金を使い一人一人の技術力をあげそして、雇用をしやすいよう企業へインセンティブを与えることだ。

4－3－1．公共職業訓練全体の概況

国及び都道府県は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）により職業訓練を実施する責務を有し、職業訓練施設を設置して、離職者訓練、在職者訓練、学卒者訓練を実施している。こうした公共機関の行う職業訓練は、民間との重複・競合を避け、民間教育訓練機関を育成・活用するとともに、民間の教育訓練市場でカバーできない分野に特化しつつある。具体的には、公共職業訓練は、離職者やいわゆるワーキングプア層等の職業能力形成機会に恵まれない人を対象とし、地域ごとの民間教育訓練機関の状況に応じ各地域において必要な職業訓練に特化しつつある。また、民間教育訓練機関の活用として、事務・サービス系などその地域に民間事業者が存在している職業訓練については、国が費用を負担して、公共職業訓練の一環として、民間事業者に委託して実施している。公共職業訓練の平成 19 年度の実績は、離職者訓練が 141,779 人、在職者訓練が 112,080 人、学卒者訓練が 21,925 人となっており、国（機構）都道府県別の詳細な内訳は以下のとおりである。

	国（機構）	都道府県	合計
離職者訓練施設内	28,949	13,374	42,323
離職者訓練民間委託	84,381	15,075	99,456
在職者訓練	50,493	61,582	112,080
学卒者訓練	7,439	14,486	21,925

公共職業訓練の実績（平成 19 年度）

4－3－2．雇用のセーフティネットとしての公共職業訓練の意義

公共職業訓練のうち、離職者訓練は、積極的雇用政策の下において、雇用のセーフティネットとしての役割を担っている。すなわち、失業者については、失業期間が長期化するほど、就職意欲や職業能力の減退が進行し、就職可能性が低下する。こうした状態を放置すれば、人材の質の劣化、雇用・福祉負担の増大、社会経済生産性の低下につながっていく。

こうした状態に陥ることを防ぐため、失業時に希望・能力に応じて必要な職業訓練を受講する機会を提供し、目標を持って職業能力を向上させることにより、できるだけ短い失

業期間で再就職を可能にすることが、失業者本人のためだけでなく、社会全体の負担の減少、生産性の向上につながる。国の積極的雇用政策は、こうした考え方に立つものであり、失業時に必要な職業訓練を受けられる仕組みを全国にわたって保障することが、雇用のセーフティネットとして重要になっている。また、近年、いわゆるワーキングプア層が急増しており、これらの者を正規雇用へ誘導するための職業訓練も広い意味での雇用のセーフティネットの範疇として考える必要がある。

平成 19 年度においては、施設内で 28,949 人、委託訓練で 84,381 人の離職者訓練をそれぞれ実施し、両者を併せ、離職者訓練全体の 79.9%を実施している。就職率についても、施設内で直接機構が行う職業訓練、民間に委託して行う職業訓練ともに、過去からの実績も含めて、全体として、都道府県の平均を上回っている。（施設内訓練：機構 82.0%、都道府県 73.6%）（委託訓練：機構 71.4%、都道府県 67.7%）雇用情勢が悪化した際の緊急時の雇用対策として、国の補正予算成立により離職者訓練対象者の増加が決定された場合には、これまで、機構によって、全国の緊急訓練のほとんどが迅速に実施されてきた。例えば、平成 13 年度においては、緊急雇用対策として約 32 万人の離職者訓練を設定したが、そのうち 30 万人は機構において実施している。

4－3－3．現在の職業訓練の問題点

- ・ 訓練をしたのにも関わらず、雇用につながらない

4－3－4．対応策

この問題の対応策として必要不可欠なものは、企業の協力である。これに対し、私たちは前述し、勃興したベンチャーの協力と既存企業への補助金の付与をあげたい。勃興したベンチャー企業へは助成金を渡す際に最低何人と定め訓練生の受け入れを義務化する。そして既存の企業へは、募集をし、最低何人と定め訓練生を受け入れた企業に対しては補助金をあたえるというものである。これにより、問題点である訓練生の雇用の大幅削減を目指すというものだ。それと併用し、訓練生自体の質の向上は企業側からすればなくてはならない事である。そのため職業訓練校の今以上の質の向上へ政府が出費をする。そうすることで企業が訓練生をとりたくないといった問題をなくし更に雇用問題を解消するという提言である。

4－3－5．財源

この助成金と企業への補助金をどこから出すかという財源の問題については、長期的な政策なので赤字国債に頼る事はできない。このため政府支出の効率化を図る必要がある。

$Y = C + I + G + (E - M)$ この国民所得を求める式でGとは政府が出す公共事業などへの出資金である。これは、道路整備などに使われる資金であり、この政府支出の効率化を目指すべきと私たちは考えた。この政府支出で使われている資金の無駄削減や公共事業の効率化をし、その削減した資金を EITC やこのベンチャー起業勃興への資金として運用する事を提言する。

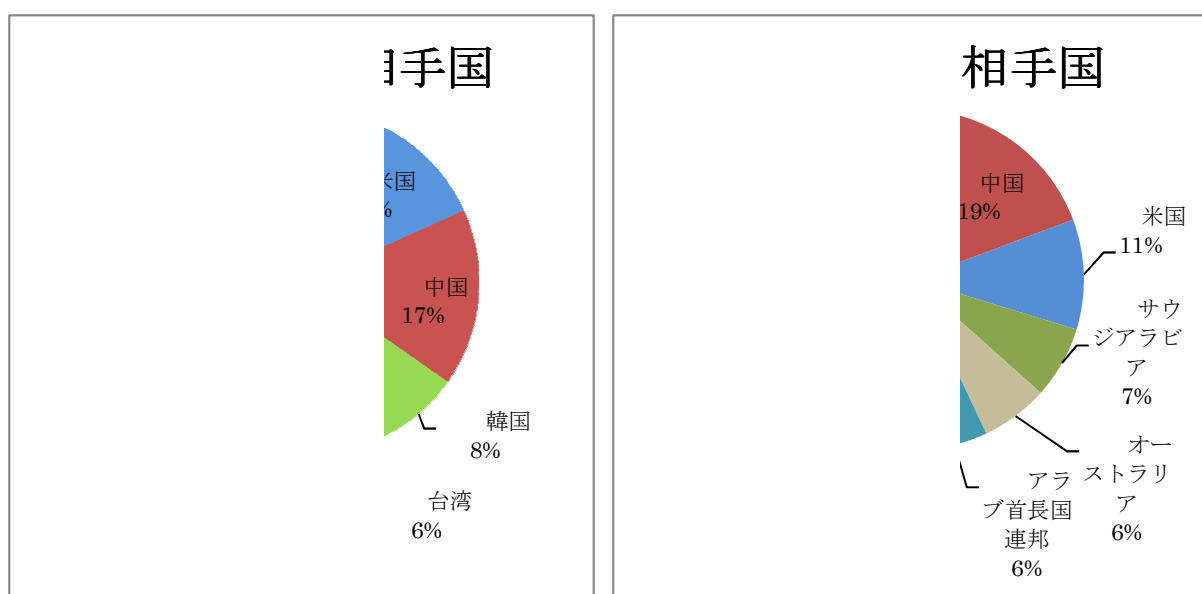
4-3-6. 結果

この政策提言をする事で、ベンチャー企業を更に勃興しようとする事が大切である。これにより起業しやすくなりベンチャー企業など中小企業を増加させ、これにより雇用問題も解決しようとする狙いがある。そして、政策の2つ目である雇用問題の解消のために企業や勃興したベンチャー企業への訓練生の受け入れのインセンティブを与え、職業訓練を受けた生徒の就業率をあげようというものだ。このようにベンチャー企業など中小企業の勃興が経済の活性化をさせ、競争力をつけ、更に雇用問題にもつながるという政策提言である。

第5章 政策提言 ―外需―

5-1. アメリカ依存と分散貿易

アメリカのリーマン・ブラザーズの破綻により起こった世界金融危機は、日本の貿易収支や株価にも影響を与え、現在 100 年に 1 度の経済危機とさえいわれている。しかしこの金融危機はアメリカ依存の輸出形態という日本の根本的な問題を露呈するきっかけにすぎないのだ。日本の輸出立国モデルは崩壊したのだ。現在のこの不況を乗り切るには、日本の



本質であるこの輸出立国モデルを脱却するという視点から問題を解決することが必須となるのである。

ジェトロ 日本貿易振興機構より作成 <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

上のグラフは日本の主要貿易国上位 10 国の貿易の割合を円グラフで示したものである。このグラフを見ればわかるように、現在の日本の主な貿易の輸出国は中国やアメリカ、韓国、台湾などアジアを中心に貿易を行っている。しかし現在米ドルは急激に下落している。これにより今までのドルを中心とした貿易、つまりアメリカの超大国モデルは少なからず衰退していくと考えられ、世界経済は更に不況に陥り、世界のドルの評価はこれからも下がるだろう。アメリカへの大幅な輸出は、日本の経済をさらに悪化させるともいえる。

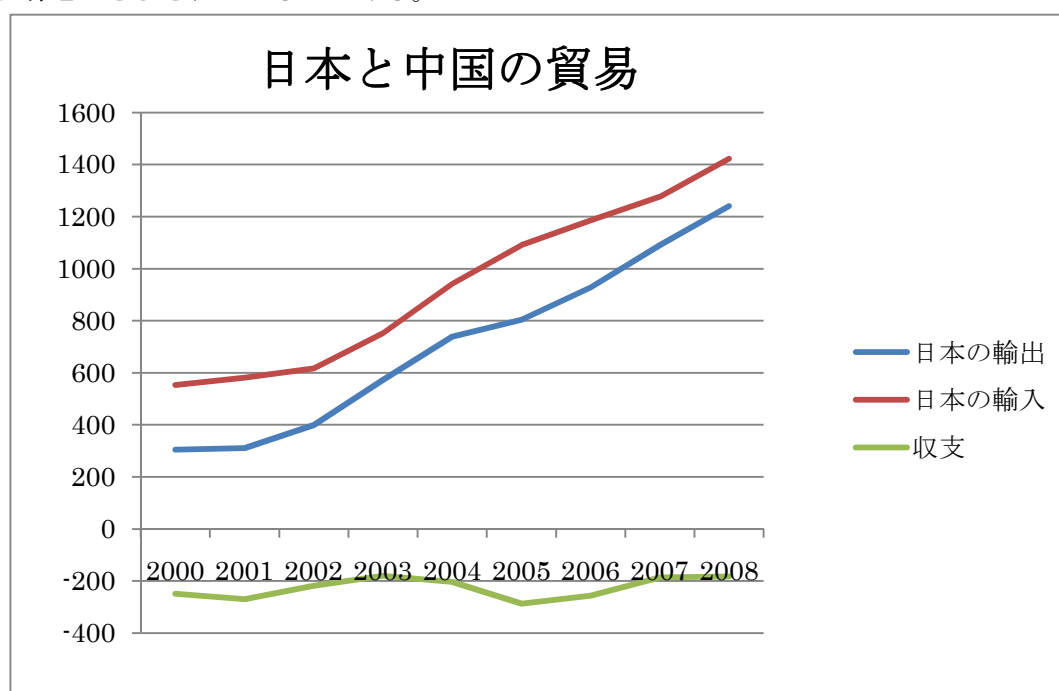
そこで私たちが導き出したもうひとつの政策提言は、アメリカ依存の貿易を改め、世界各国との分散貿易をおこない、なるべくリスクの小さい新たな輸出立国モデルを構築するというものである。現在の主要輸出国に加え、中国、ロシア、EU などにもシェアを広げていくことによってアメリカのドル下落の影響を緩和することができるのである。そして、

最終的に貿易の割合を少なくしていき、外需から内需重視のモデルを構築していくのである。

次に中国、ロシア、EU の近年のデータをもとに分散貿易をおこなうにあたっての根拠を説明していく。

5-2-1. 中国との貿易

まず、日中貿易関係について説明する。中国経済の急速な発展により、2004 年、中国は日本の最大貿易国となった（前ページ円グラフ参照）。次のグラフをみてもわかるように、日中貿易は 2000 年代から上昇傾向にあることがわかる。しかし、その日中貿易も金融危機により窮地にさらされているのである。

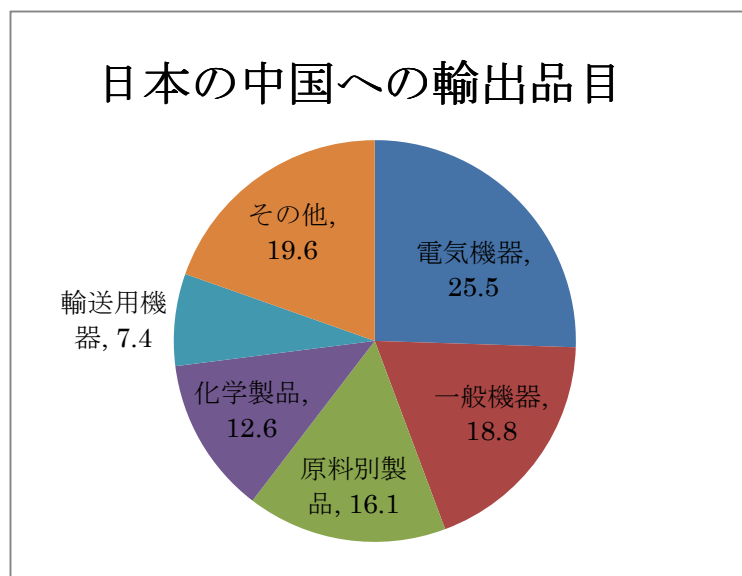


ジェトロ 日本貿易振興機構より作成 <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

日中貿易は、1990 年代に衣類などの輸入の拡大があり、更に 2000 年代に入って、再び急増を続けた。特に、輸出の拡大が著しく、輸入では殆どの品目で著しい拡大が見られるようになっている。日中貿易が増加した主な原因には、日本企業による生産拠点の中国シフトが加速すると同時に、日本企業の中国への部品輸出、中国からの製品輸入が激増したことがある。更に 2001 年に中国の WTO の加盟も、米中逆転の契機となったといえる。

しかし、一見順調に伸び続けているように見える日中貿易であるが、この貿易の伸びはあくまでも日本からの視点であり、中国からの視点で見ると、対日貿易より対 EU、対米貿

易の方が伸びているのである。中国から見た 2004 年の対日貿易額は、欧州連合（EU）、米国に抜かれて三位に転落し、中国の貿易相手国としての日本の地位はむしろ低下している。



ジェトロ 日本貿易振興機構より作成 <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

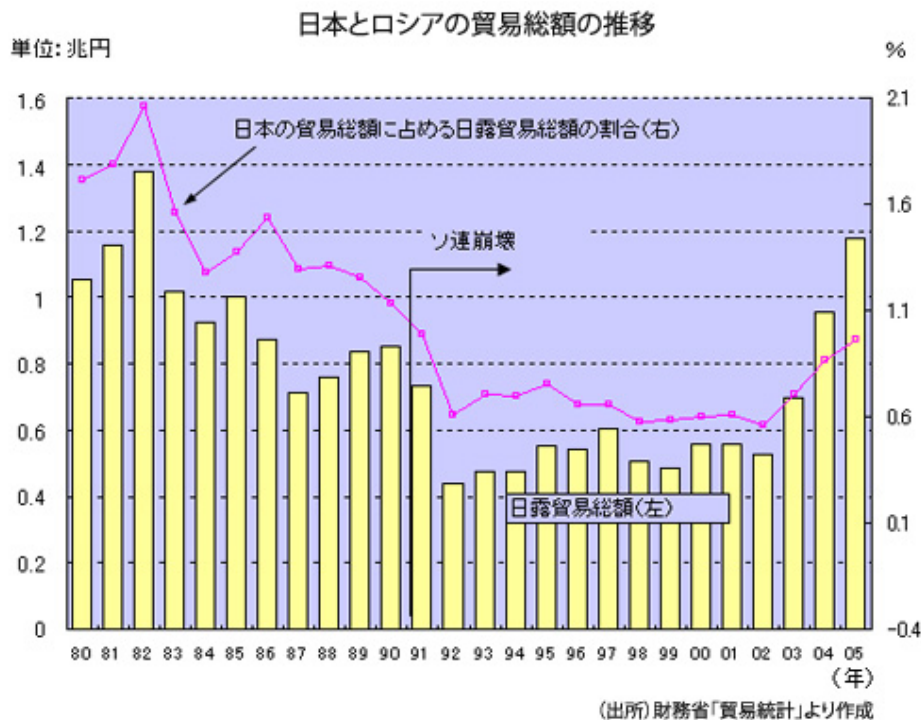
そのため、中国への主な輸出品である電気機器や一般機器など日本の主要産業をより発達させる必要があり、それを行えば、中国における日本の貿易もより活性化していくと考えられる。

しかし問題はほかにもある。2008 年 9 月 15 日のリーマン・ブラザーズの経営破綻以降、金融市場の混乱が各国・地域の実体経済に与える影響は一気に深刻化した。第 4 四半期には、欧米、日本などの先進国経済は揃ってマイナス成長を記録、中国も 6.8% 成長と景気後退基調が鮮明になった。日中貿易の輸出入総額の推移を単月でみると、10 月までは 2 ケタの伸びを記録してきたが、11 月、12 月はそれぞれ 4.7% 減、10.0% 減と減少に転じた。2 カ月以上連続で総額が前年同月割れとなったのは 2001 年 8 月・2002 年 1 月以来、約 7 年ぶりのできごとである。

しかし、この影響をうけ、中国政府は、8% 成長を目標に掲げ、4 兆元の景気刺激策を策定、各地方政府も独自の対策を打ち出しており、特にインフラなど投資面での需要創出効果が期待される。これにより日本からの建設機械など公共インフラ財の輸出拡大が見込まれる。また、中央政府は自動車や鉄鋼など主要 10 大産業の調整振興計画を順次策定しており、その一部には小型車の車両取得税の減税など消費喚起に向けた内容も盛り込まれている。この結果、これらの景気対策や産業政策を通じて経済全体が活性化され、中国の内需が拡大すれば、日本の対中輸出にもプラスの効果をもたらすことが期待されるのである。

以上の問題点を長期的に改善していくことで、中国との貿易を活性化し、アメリカ依存の形態から脱却できると考えられるのである。

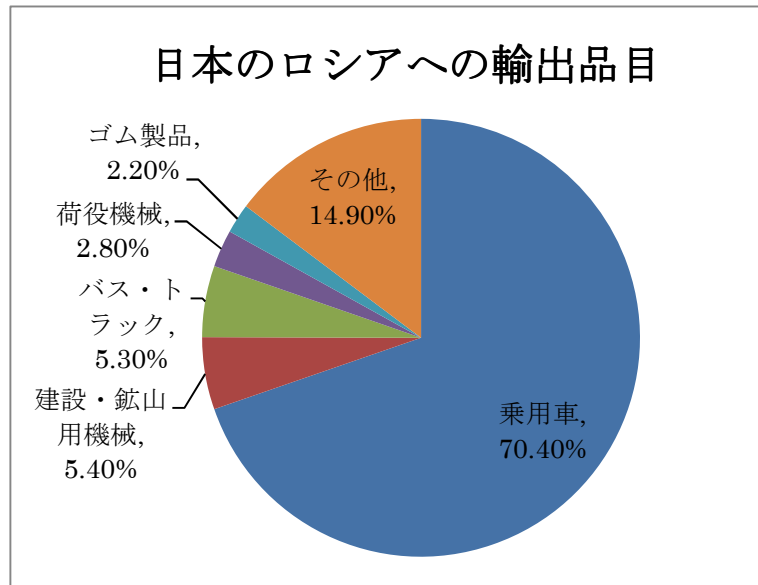
5-2-2. ロシアとの貿易



<http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20060803/107495/> より引用

次に、ロシアを例にあげて説明する。上のグラフを見ると、2007 年から現在にかけて、日露貿易は活性化していることがわかる。これは、日露関係が 2009 年現在、経済協力関係が強まったためであり、その貿易額（輸出入合計）は、2008 年が前年比 24% 増の 3 兆 1000 億円となっており、両国間の貿易も急激に拡大している。日露関係の貿易取引が活発になった理由は、ロシア都市部に中産階級が多数出現したことにより、乗用車販売が好調に推移しており、それに伴って日本からロシアに向けた乗用車の輸出が急増したためである。

輸出入の内訳を見ると、日本からロシアに向けた主な輸出品目は自動車などの輸送機器で、2005 年には輸出全体の 70.9% を占めた。この結果、2005 年には日本からロシアへの輸出額が前年比 46.9%、ロシアからお輸入額が前年比 10.5% といずれも高い伸びを記録し、旧ソ連崩壊以降では過去最高の水準に達しているのである。



ジェトロ 日本貿易振興機構より作成 <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

最近のロシアにおける消費者の乗用車購入の特徴として、単価の安い国産車から単価の高い外車へのシフトをあげることができる。ロシアの乗用車販売台数の内訳をみると、2002年時点では国産車の販売シェアが全体の 63.2%と過半を占めていたが、そのあとは低下傾向をたどり、2005年には 49.6%となり、中古の輸入車のシェアも近年では低下傾向にある。

しかし、ロシアとの貿易が活発になっているとはいえ、そのシェアは、中国やアメリカに比べるとかなり小さいのである。前ページの日本の貿易国の割合を見ればわかるように、ロシアが日本の貿易主要国ではないのである（ロシアに対する輸出面のシェア 2.1%で 11位、輸入面では 1.8%で 15位となっている）。

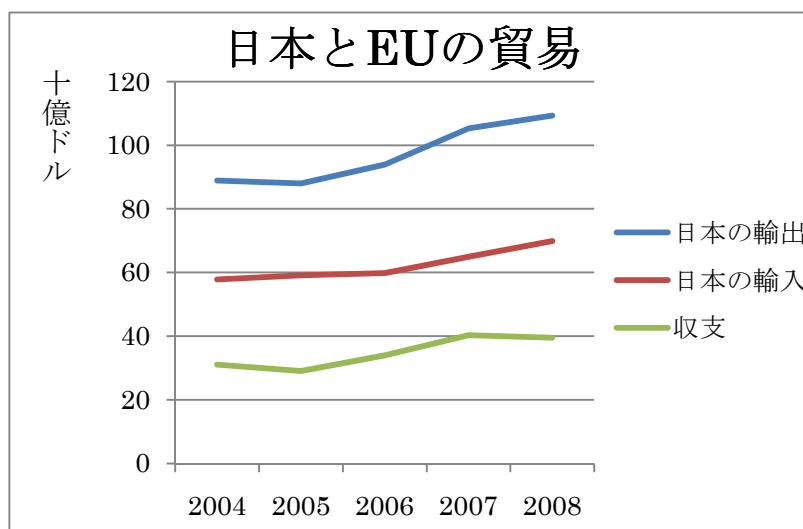
政策提言（1）で述べた内需の拡大により日本国内の消費を拡大させれば、企業は活性化し、貿易面で主要な輸出品である自動車などの輸送機器や電気機器を今よりもよい品質で生産することができる。これを行ったうえでアメリカへ輸出している輸出品をロシアに輸出する量を少しずつ増やせば、アメリカ依存は解消されるのである。

5-2-3. EU との貿易

ロシアと同じ理由で、EU との貿易も説明できる。上のグラフを見るとわかるように、EU との貿易シェアはロシアよりも大きい。特に盛んなのはドイツで、次にオランダやイギリスが続く。更に同じようにおもな輸出品目は乗用車などの輸送機なため、これらを拡大させれば EU との貿易も拡大することができるのである。

EU と日本の経済関係は比較的弱いといわれているが、2008 年 11 月、ヨーロッパの先進技術とデザインを日本市場へ紹介する新たな日・EU 貿易投資促進キャンペーンである、

"EU Gateway Programme"がスタートしたことなど、近年では積極的に EU との貿易を拡大しようとする動きが見られている。



ジェトロ 日本貿易振興機構より作成 <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

5－3．結果

以上で述べたような、中国・ロシア・EU などとの貿易の活性化による分散貿易をおこなうことにより、現在のアメリカ依存型の輸出立国モデルを脱却し、アメリカの影響を受けにくい貿易の形態が出来上がるのである。そしてこのような形態をとりながら、日本における全体的な貿易の割合を減らしていくこと重要なのである。

終章 結論

今回のテーマである「世界経済危機下での経済再生を問う」という論題について、私たちは、その原因としてサブプライムローン問題という担保証券の暴落にあり、それが日本へと波及したためだと考えた。現在のこの経済危機の問題点として、雇用問題、少子化問題、アメリカ依存の輸出立国モデルという3つの問題点があげられる。それらを改善する政策提言として私たちは内需拡大、外需とおおまかに2つの視点から考えた。内需拡大の政策提言は、中期的・長期的と2つあり、中期的内需拡大の面では、勤労所得税額控除（EITC）を採用し、消費を促すこと、そして長期的内需拡大の面では、生産性を上げるためにベンチャー企業勃興、職業訓練の2つの部門にお金を使わせることという政策である。更に外需の面では、アメリカ依存の輸出立国モデルを脱却するために世界各国との分散貿易をおこなうという政策提言を考えた。

これらの政策を実行することにより、現在の不況の原因である雇用問題、少子化問題、アメリカ依存の輸出立国モデルという問題を解決することができるのである。現在の金融危機の状態は容易に改善できるものではなく、短期的な解決は難しい。よって、このような中期的・長期的な政策を行っていき、少しずつ改善していくことが必要なのだ。

参考文献

- ・『世界同時不況』 岩田規久男 ちくま新書
- ・『サブプライムローンとはなにか - アメリカ帝国の終焉 - 』 春山昇華 宝島社新書
- ・日本経済評論社「アメリカの福祉改革」 根岸毅宏
- ・『世界経済危機の罪と罰』 野口悠紀雄 ダイヤモンド社
- ・『未曾有の経済危機克服の処方箋』 野口悠紀雄 ダイヤモンド社

参考URL

- ・ ex Buzz words
http://www.exbuzzwords.com/static/keyword_2851.html (2009/10/02)
- ・ サブプライムローン問題後のウォール街 安岡彰
<http://www.nri.co.jp/opinion/chitekishisan/2008/pdf/cs20080602.pdf> (2009/10/02)
- ・ 内閣府 HP
<http://www.cao.go.jp/> (2009/10/01)
- ・ All about
<http://allabout.co.jp/> (2009/09/25)
- ・ 恒久平和のために
<http://blog.goo.ne.jp/05a21> (2009/09/22)
- ・ 日経 BP ネット
<http://www.nikkeibp.co.jp/> (2009/09/25)
- ・ 経済危機と雇用政策
<http://www.nira.or.jp/pdf/review38.pdf> (2009/09/26)
- ・ 社会実情データ図録
http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/index_list.html (2009/10/09)
- ・ 内閣府 平成 16 年度版少子化社会白書 (概要)
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/w-2004/html-g/indexg.html>
(2009/10/09)
- ・ 政策効果分析レポート
『海外諸国における経済活性化税制の事例について』 内閣府政策統括官
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2002/0809seisakukoka12.pdf> (2009/10/01)

- ・ 日本版 EITC の暫定試算 税制調査会議事録
<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryousg3kai.html> (2009/10/01)
- ・ 弁護士法人栄光
<http://www.eiko.gr.jp/topics/kaisha090701.html> (2009/09/25)
- ・ 株式会社ラック
<http://www.rac-inc.co.jp/p03030102.html> (2009/09/25)
- ・ NPO 法人企業家ホットライン
http://www.hotline.or.jp/privilege/subsidy/post_15.html (2009/10/05)
- ・ 助成金活用ガイド
<http://www.jyouseikin-guide.com/sinkisougyou.html> (2009/09/29)
- ・ 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター ベンチャービジネスの回顧と展望
<http://www.vec.or.jp/2009/01/28/001-24/> (2009/10/07)
- ・ 厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/dl/s1204-5a_0003.pdf#search= (2009/10/05)
- ・ 公共選択学会 2007 年中央大学論文 pdf ファイル
<http://www.publicchoice.jp/> (2009/10/08)
- ・ ジェトロ 日本貿易振興機構
<http://www.jetro.go.jp/indexj.html> (2009/09/22)